

令和5年度 第2回
焼津市青少年問題協議会
資 料

令和6年2月1日（木）午前10時～
於：焼津市役所本庁 会議室1B

令和5年度 街頭補導実施状況(行為別) 令和5年4月～12月

焼津市青少年教育相談センター

月・一斉(夏・冬)	実施回数	参加者数	行為別										措置区分				学職別												
			飲酒	喫煙	深夜はいかい	不良交友	怠学・怠業	シンナー乱用	不健全娯楽			暴走行為	自転車の違反	危険な遊び	その他	合計	声かけ	家庭学校連絡	指導票作成	他機関へ連絡	合計	学生・生徒				有職少年	無職少年	学識別不明等	合計
									ゲームセンター入場	パチンコ店入場	その他風俗営業入場											小学生	中学生	高校生	その他の学生				
4	24	74												22	22				22	2	20	1	2	22				22	
5	11	85												7	7				7	4				7				7	
6	23	92												63	63				63	7	1	51		59	4			63	
7	28	95												59	61				61	11	7	36	7	61				61	
夏	10	100												18	19				19		6	10	3	19				19	
8	31	104												93	93				93	62	3	24	4	93				93	
9	27	84												47	48				48	3	44	1	48					48	
10	30	90												110	110				110	2	32	74	2	110				110	
11	20	61												29	29				29	13	16		29					29	
12	29	91												41	41				41	4	16	15	35					41	
冬																													
1																													
2																													
3																													
合計	233	876												489	493				493	106	67	291	19	483	4			6	493

※その他：外出している青少年への帰宅指導等

令和5年度 街頭補導実施状況(地区別)

【令和5年4月～12月、夏季市内一斉】・実施回数(回)・参加者数(人)・補導者数(人) 焼津市青少年教育相談センター

項目	4月	5月	6月	7月	夏一	8月	9月	10月	11月	12月	冬一	1月	2月	3月	合計
焼津東南地区	実施回数	2	1	2	3	1	3	1	2	1	2				18回
	参加者数	7	7	7	10	7	8	3	5	3	6				63人
	補導人数	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0				3人
焼津西地区	実施回数	3	1	3	3	1	3	3	3	2	3				25回
	参加者数	8	9	8	9	8	7	8	8	5	9				79人
	補導人数	12	7	13	17	14	11	7	22	2	13				118人
豊田地区	実施回数	3	1	3	3	1	4	4	3	3	3				28回
	参加者数	8	10	10	9	10	10	11	7	8	8				91人
	補導人数	0	0	4	11	4	1	19	25	8	5				77人
小川地区	実施回数	2	1	2	3	1	3	3	3	2	3				23回
	参加者数	8	9	8	9	11	13	10	11	6	9				94人
	補導人数	2	0	6	2	0	2	0	0	0	0				12人
東益津地区	実施回数	3	2	1	3	1	3	2	4	2	4				25回
	参加者数	11	4	13	10	13	14	5	11	5	12				98人
	補導人数	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0				4人
大富地区	実施回数	3	1	3	3	1	3	3	4	2	2				25回
	参加者数	8	10	10	9	7	9	8	11	6	6				84人
	補導人数	0	0	0	5	1	6	0	2	0	4				18人
和田地区	実施回数	2	1	2	3	1	3	3	2	1	3				21回
	参加者数	7	8	8	15	11	14	14	9	4	13				103人
	補導人数	0	0	0	5	0	27	5	2	0	7				46人
港地区	実施回数	2	1	2	2	1	3	3	2	2	3				21回
	参加者数	7	8	7	8	9	11	9	7	7	9				82人
	補導人数	0	0	0	2	0	2	0	0	0	6				10人
黒石地区	実施回数	3	1	2	2	1	3	3	3	3	3				24回
	参加者数	8	8	5	5	10	9	10	7	9	7				78人
	補導人数	4	0	0	0	0	2	8	0	2	0				16人
大井川地区	実施回数	1	1	3	3	1	3	2	4	2	3				23回
	参加者数	2	12	16	11	14	9	6	14	8	12				104人
	補導人数	2	0	38	19	0	42	9	56	17	6				189人
合計	実施回数	24	11	23	28	10	31	27	30	20	29				233回
	参加者数	74	85	92	95	100	104	84	90	61	91				876人
	補導人数	22	7	63	61	19	93	48	110	29	41				493人
青灯パト	実施回数	23	5	21	25	9	30	26	29	19	28				215回
	参加者数	71	31	77	87	93	101	82	87	57	86				772人

令和5年度 青少年教育相談状況 4月～12月のまとめ

資料3

焼津市青少年教育相談センター

◎焼津市青少年教育相談センターの役割

幼児から高校生年代、さらに上の20歳代の青少年の悩み相談及び子育てに悩む保護者の相談等に応じている。相談内容は、不登校、引きこもり、問題行動、しつけ、学業・進路、人間関係など。

○集計結果より

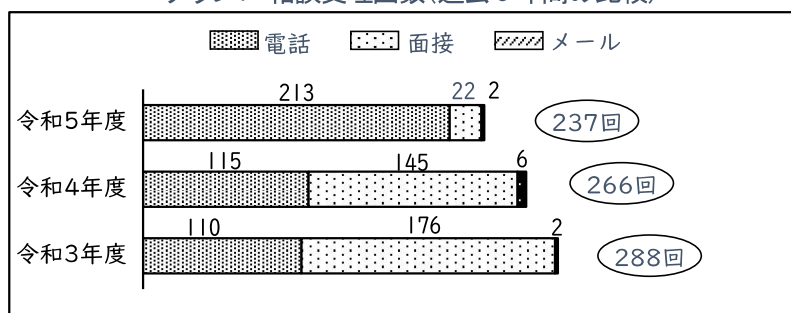
1 電話・面接・メールによる相談対応回数から

ア 12月までの対応回数は237回で、令和4年度の266回、令和3年度の288回より減少している。これは、以前から当センターを頻繁に利用している成人男性への対応回数が、昨年度12月期に比較して30回程度減少していることが全体数の減少につながっている状況である。

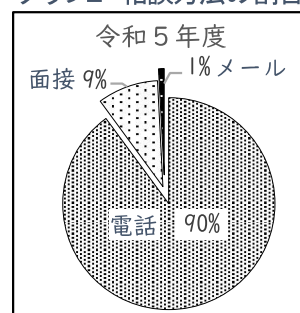
イ 相談方法別では、令和4年度は面接による相談が最も多かったが、本年度は、電話213回(90%)、面接22回(9%)、メール2回(1%)となり、電話による相談が最も多くなっている。前述の成人男性からの相談が面談から電話へと切り替わってきていることが要因であると考えられる。

ウ メールによる相談は近年少ない状態で推移しているが、新規の相談で使われている。

グラフ1 相談受理回数(過去3年間の比較)



グラフ2 相談方法の割合



2 問題別状況

ア 問題別の対応回数では「性格情緒」が多く、対応回数全体の78%を占めている。これは前述の成人男性、成人女性からの相談179回が「性格情緒」に分類されているためであるが、それ以外にも、人の話を受け入れることができない子を持つ母親からの相談などもあった。

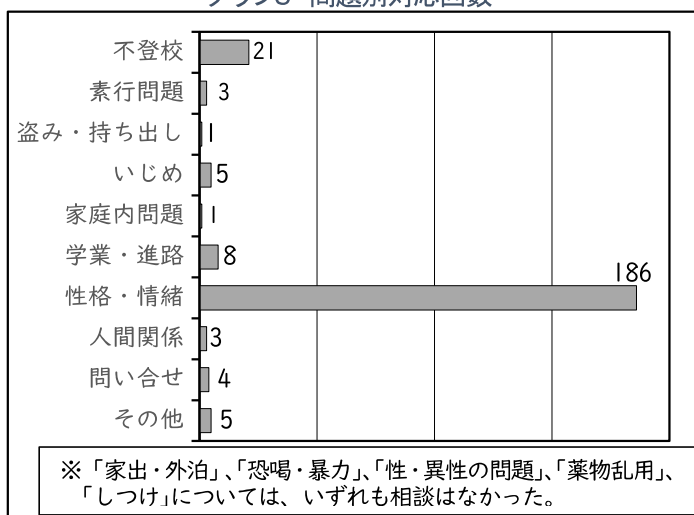
イ 「不登校」にかかる対応は21回で、令和4年度に比べ3回増加しており、前年度に引き続き増加傾向にある。対象者別では、小学生1回、中学生11回、高校生6回となっている。相談者の理解を得ることができれば、対象者の所属校や関係機関と連絡

を取りながら対応にあたっている。年度末に向けて、不登校の児童生徒数がさらに増加することが考えられる。児童生徒の実態に応じた多層的な対応をさらに充実していくことが必要だと考える。

ウ 「いじめ」にかかる対応は5回で昨年度と同数であり、近年は少ない状態で推移している。各学校における未然防止や早期対応等、多層的な取組が着実に進められている成果であると思われる。しかし、皆無ではないことから、引き続き「いじめは、どこにでも誰にでも起こりうるもの」という危機感をもって学校を始めとした各関係機関が対応していくことが求められる。

エ 「学業・進路」にかかる対応は8回。内5回は高校に関わるものであり、体調不良等で欠席が重なり、進級・卒業ができないのではないかと心配する保護者からの相談もあった。高校によって進級・卒業認定の方法が異なるなどのことなので、相談者には所属校とも相談することを強く勧めることとした。

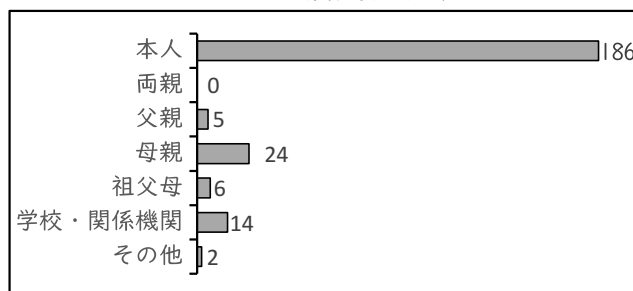
グラフ3 問題別対応回数



3 相談者別状況

- ア 相談者は「本人」が多数を占めているが、前述の2名の特定の成人による相談が多かったことが理由である。
- イ 本年度も母親からの相談が多いが、父親からの相談も増えている(R4:0回)。
- ウ 学校・関係機関については、情報共有・連携のための連絡回数も含まれている。

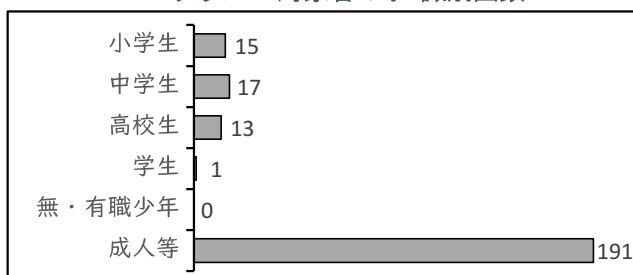
グラフ4 相談者別回数



4 相談対象者、学・職別状況

- ア 小学生を対象とする相談が増加している(R3:9回、R4:9回)。高校生を対象とする相談は昨年度に比べ減少(R4:22回)し、一昨年度と同数となっている。各学校等でのスクールカウンセラー等の相談体制が充実してきたことも要因と思われる。
- イ 成人(前述の特定の方以外)や20歳を超えた学生に関する相談もある。「対象者が家に戻らない」等の相談については、対象者が20歳を超えているため当センターから相談者である家族への提案の内容や提案の仕方に難しさを感じている。

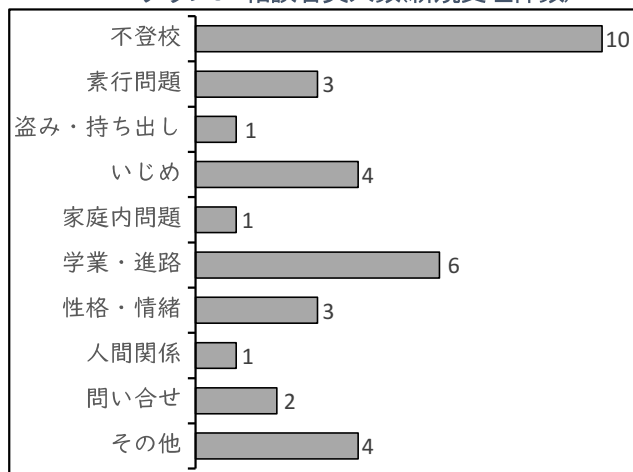
グラフ5 対象者の学・職別回数



5 相談者実人数(新規相談)について

- ア 新規相談実人数は、昨年度12月に比べわずかに増加(R4:33人→R5:35人)している。項目としては、不登校、いじめ、学業・進路が増加、性格・情緒(R4:10人→R5:3人)は大きく減少している。
- イ 「不登校」の相談実数は、ここ数年増加(R3:5人→R4:8人→R5:10人)している。保護者が学校にも相談をした上で、当センターに連絡があることも多く、保護者が学校以外の意見も求めているという表れと捉えることができる。また、対象者の健康状態が心配される場合には、医療での受診を強く勧めている。
- ウ 「いじめ」の相談実数も昨年度に比べ増加(R4:1人→R5:4人)している。友達からの嫌がらせ・からかいがあるという相談が多い。新規相談の場合、対象者を取り巻く状況がわからないので、相談者の話をよく聞き、相談者の意向を尊重しながら各校、関係機関と連携を取りながら対応にあたるようにしている。
- エ 「学業・進路」(R4:0人→R5:6人)については、上記2・エで述べたとおりである。

グラフ6 相談者実人数(新規受理件数)



6 まとめとして

令和5年12月までも、近年同様、新規の相談件数は多くない(R5:35、R4:33件、R3:25件、R2:48件)。メールによる相談は2回にとどまっているが、新規相談の窓口となっている。メール相談は、返信するまでに時間的な余裕があるため、返信内容を吟味することができるという利点がある。一方で、電話や面接による相談は、瞬時の回答が必要な場合も多く、相談員の対応力の向上がさらに求められる。

当センターへの相談により、問題や相談者の悩みがすぐに解決・解消される事例はほとんどないと言ってよい。しかし、当センターが相談者を学校や関係機関につなぐことで、解決に向けて動く糸口となっている。相談者をどことどのようにつないでいくかというコーディネート力をさらに向上させていく必要を感じている。さらに、相談者や対象者の家族を支えることも当センターの役割の一つだと考える。対象者の家族は事態を改善しようと必死になっている。その家族の努力を認め、悩みを共有して、重く沈んだ気持ちが少しでも楽になるよう懇ろな対応に努めていきたい。

資料4

小中学校の問題行動、不登校、いじめの状況について

1 小学校の状況

	問題行動件数	不登校人数	いじめ認知件数
令和5年度	188	152	118
令和4年度	157	129	190
令和3年度	137	93	122
令和2年度	52	63	34

※各年度ともに、4月から12月までの状況です。

(1) 問題行動

今年度の問題行動の件数は188件で、前年の157件と比べて増加しています。主な問題行動の内容は、「生徒間暴力（R4:73件→R5:60件）」、「授業放棄（21件→41件）」、「器物破損（10件→11件）」、「その他の粗暴行為36件→29件」（悪口を言う、仲間外れにされる等）「ネットのトラブル（1件→11件）」でした。

(2) 不登校

今年度の不登校児童数（年間30日以上欠席）は152人。1年生は6人。学年別経年変化を見ると、2年生が1年生の時の11人から10人増の21人、3年生が2年生の時の16人から2人増の18人、4年生が3年生の時の23人から8人増の31人、5年生が4年生の時の23人から8人増の31人、6年生が5年生の時の39人から6人増の45人でした。

(3) いじめ

今年度のいじめの報告件数は118件、前年の190件と比べれば減少しています。いじめのタイプで最も多いのは、「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる（35%）」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをし叩かれたり、蹴られたりする（23%）」、「ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする（17%）」でした。

2 中学校の状況

	問題行動件数	不登校人数	いじめ認知件数
令和5年度	313	206	132
令和4年度	272	212	146
令和3年度	259	159	173
令和2年度	124	139	32

※各年度ともに、4月から12月までの状況です。

(1) 問題行動

今年度の問題行動の件数は313件で、前年の272件と比べて増加しています。主な問題行動の内容は、「生徒間暴力（R4：42件→R5：78件）」、「授業放棄（37件→7件）」、「携帯電話等の誹謗・中傷、ネットトラブル（33件→29件）」、「器物破損（20件→16件）」、「その他の粗暴行為76件→52件」（悪口を言う、仲間外れにされる等）でした。

(2) 不登校

今年度の不登校生徒数は206人。学年別経年変化を見ると、中学1年生が小学6年生の時の50人から9人増の59人、2年生が1年生のときの64人から23人増の87人、3年生が2年生の時の64人から4人減の60人でした。

(3) いじめ

今年度のいじめの報告件数は132件、前年の146件と比べれば減少しています。いじめのタイプで最も多いのは、「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる（35%）」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする（17%）」、「ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする（13%）」、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる（11%）」でした。

高等学校の状況について

1 令和5年度の地域高校生の状況

(1) 一般非行

令和5年12月7日に行われた焼津市学校警察連絡協議会で焼津警察署から配布された資料によると、市内の高校生の令和5年1月から9月までの検挙件数は13人（前年比10人増）、補導件数は112人（前年比30人増）である。主な検挙事例は、集団傷害事件やSNSを利用した児童ポルノ公然わいせつ事件などであり、増加傾向、重大事案が見られる。コロナ5類移行が原因かは不明だが、危機感をもって指導にあたる必要を感じる。

(2) いじめ

静岡県が発表した令和4年度のいじめ件数は77件（前年比2%増）であり、全国的にも増えている。SNSの影響は年々増大しているが、誹謗中傷は加害・被害の確定が困難でいじめと認定するのが難しく、指導に苦慮するケースが多い。また「いじめ」と区別が難しい「からかい」や「いじり」などの事案は各校で日常的に見られ、アンケート形式で実態を調査し、早期発見・早期対応に努めている。

(3) 不登校

静岡県が発表した令和4年度の不登校人数は1136人（前年比4%増）であり、これはコロナが一因と考えられる。不登校生徒は校種や学力層に関係なく、年間30日以上欠席者が各学年複数名在籍している状況であり、増加傾向にある。近年は中学卒業時に通信制への進学を選ぶ生徒の増加が顕著である。

2 令和5年度の健全育成の取組

(1) SNS上のトラブル

各校で様々な場面で啓発的な予防的指導を行い、トラブルがあるたびに不適切事例として生徒に周知指導しているが、安易安直な書き込み、個人が特定できる写真の投稿等の個人情報の流出が目立つ。効果的な対策が見当たらず、粘り強く指導を続ける状況である。

(2) 相談体制・支援体制づくり

各校は教育相談体制の充実を図り、校外の専門家の協力支援を仰いでいる。特別な支援や合理的配慮を必要とする生徒は増加傾向にあり、研修等による教員の対応力、外部連携を強化している。

(3) コロナ5類移行後の行事

様々な場面で生徒の学習機会、特に成果発揮の機会が増えた。多くの学校で文化祭や修学旅行はコロナ前に戻っての開催となったが、コロナ前を知る生徒がいないので運営面では苦心したが、生徒ののびのびとした表情は何物にも代えがたい。

3 指導上の課題・懸念事項

(1) 情報モラルの育成

SNSのトラブルが絶えない中、情報モラル教育の在り方を模索している。対話型生成AIの登場もあり、社会の変化が速すぎて対応が追いつかないのが現状である。情報モラルの育成は教員が授業の片手間に行うには重すぎる業務と感じる。

(2) 生徒の心身の健康へのコロナの影響

教育実践において行った様々な制限や指導・対応について、分析や効果の検証を行い、ICT環境の充実を推進するなど、次の感染症に備える必要がある。

(3) 社会の変化・価値観の多様化への対応

日本にルーツを持たない生徒、LGBTQ、発達に特性のある生徒、などの多様な生徒がますます増え、加えて保護者の価値観も一層多様化しており、それらの対応に苦慮する。教員の働き方改革との両立のハードルは高く、地域や社会全体で取り組むことが望まれる。

1 安心安全な環境づくり

令和3年度・4年度・5年度（12月31日現在）不審者情報

（1）発生状況（件）

月別発生件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
R3年度	2	4	1	2	0	2	1	0	2	14
R4年度	1	1	2	1	0	0	0	0	0	5
R5年度	2	2	1	0	0	1	2	0	2	10

発生時間帯	登校中	下校中	帰宅後	その他	合計
R3年度		1	7	5	14
R4年度		0	2	1	5
R5年度		1	2	5	10

（2）被害の状況（件）

	小学生	中学生	合計
R3年度	8	6	14
R4年度	3	2	5
R5年度	6	4	10

（3）学校における対応と課題

- 児童生徒に、危険予知や自己防衛の方法について指導をする。
- 警察と小学校の下校時刻や行事の日程を共有し、警察に子どもの下校時刻に合わせた巡回を依頼する。

2 情報モラルの指導

（1）専門家によるネットパトロールと啓発講座(情報モラル教室・情報モラル啓発活動)の実施

①ネットパトロール

検知数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
小学校	5	5	12	18	8	13	13	13	18	105
中学校	26	279	300	284	290	271	258	83	53	1844

【検索内容内訳】

自身の個人情報を公開：79件

他者が個人情報を公開：1854件

誹謗中傷等：3件

学校に関する内容：7件

その他：6件

- 自身の個人情報を公開している児童生徒に対して、各学校において、声かけ・指導を実施。
- 対応が困難なネットトラブルに対して、専門家による助言をもとに対応を行う。

②啓発講座（情報モラル）

- インターネットの実態や問題点についての知識及び必要な対策について、対象者に応じてプログラムが組まれている。

[協議事項]

資料7

令和6年度 青少年健全育成推進方針（案）

近年、青少年を取り巻く環境は、少子化・核家族化や情報化社会の進展により、大きく変貌しており、家庭の教育力の低下、家庭と地域とのつながり、人と人とのつながりの希薄化が指摘されています。

加えて、インターネットやスマートフォンが日常生活に浸透したことにより、有害情報に接する危険性が増大し、WEBサイトやSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）によるコミュニケーションをきっかけとした犯罪に巻き込まれた青少年の非行・被害が増え、社会問題になっています。

また、いじめ、暴力行為、不登校、ひきこもり、非行行為、ニート等青少年に関する問題は多様化、深刻化してきています。

さらに、コロナ禍による活動制限や学校行事の中止など、必要な経験が得にくい環境であったことから、閉塞感や孤立感を抱えている青少年も多く、健やかな成長に影響を与えています。

こうした状況の中、次代を担う青少年を心身ともに健全に育むため、家庭、地域、学校が協同し、青少年を温かく支え育てることが求められます。

そこで、焼津市青少年問題協議会では、委員と委員が所属する団体及び事務局などにおいて、青少年を取り巻く状況を把握し、指導、育成、保護及び矯正に関して互いに連絡調整し、情報交換をしながら、青少年健全育成を推進していきます。

焼津市青少年問題協議会